

岐阜県公報

第 二 千 百 八 号

平成二十一年十二月十八日

(金曜日)

目次

告 示

|                             |              |     |
|-----------------------------|--------------|-----|
| ○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し        | (税 務 課)      | 八〇二 |
| ○岐阜県税徴収金収納事務委託(自動車税)        | (同)          | 八〇二 |
| ○医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定  | (地域福祉国保課)    | 八〇二 |
| ○指定医療機関の廃止の届出               | (同)          | 八〇四 |
| ○指定医療機関の名称等の変更              | (同)          | 八〇四 |
| ○保安林に指定する予定である旨の通知          | (治 山 課)      | 八〇五 |
| ○保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知   | (同)          | 八二〇 |
| ○道路の供用開始                    | (道路維持課)      | 八二〇 |
| ○道路の区域変更                    | (同)          | 八二〇 |
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定          | (身体障害者更生相談所) | 八二一 |
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定辞退        | (同)          | 八二一 |
| ○特定非営利活動法人の設立認証申請           | (環境生活政策課)    | 八二二 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出に関する件         | (商業流通課)      | 八二二 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出に関する件         | (同)          | 八二二 |
| ○土地改良事業の工事の完了               | (農地計画課)      | 八二四 |
| ○落札者等に関する公示                 | (道路維持課)      | 八二四 |
| ○公共測量の実施                    | (用地課)        | 八二五 |
| ○平成二十一年度における地籍調査に関する事業計画の変更 | (都市政策課)      | 八二五 |
| ○開発行為の工事の完了                 | (建築指導課)      | 八二五 |
| ○指定自立支援医療機関の指定              | (身体障害者更生相談所) | 八二六 |

正 誤

○指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 八二七

○指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 八二七

○岐阜県議会の定例会の変更中訂正

(法務・情報公開課) 八二七

○平成二十一年第五回岐阜県議会定例会の招集中訂正

(同) 八二八

## 告 示

岐阜県告示第六百七十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 名 称      | 代表者氏名   | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 取 消 年 月 日  |
|----------|---------|-----------------|------------|
| 斐太石油株式会社 | 杉 浦 由 和 | 高山市花里町四丁目一一番地   | 平成二一・一〇・三一 |

岐阜県告示第六百七十四号

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第十二条第三項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第五百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 受託者の名称及び住所                   | 委 託 内 容               | 委 託 期 間                     |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 株式会社電算システム<br>岐阜市日置江一丁目五八番地  | 自動車税の収納事務のとりまとめ       | 平成二十二年一月一日から平成二十四年十二月三十一日まで |
| 株式会社ココストア<br>名古屋市中区栄一丁目七番三四号 | 直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納 | 同右                          |
| 株式会社サークルKサンクス                | 同右                    | 同右                          |

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

株式会社セブンイレブン・ジャパン

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社デイリーヤマザキ  
東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号株式会社ファミリーマート  
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号ミニストップ株式会社  
東京都千代田区神田錦町一丁目一番地株式会社ローソン  
東京都品川区大崎二丁目一番一号

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 |
| 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | 同右 |

岐阜県告示第六百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開 設 者 所 在 地 指定年月日

|                                           |                           |                                                |         |
|-------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------|---------|
| 下呂市立休日診療所<br>・下呂保健センター<br>ゆり形成内科整形お<br>おの | 下呂市長                      | 下呂市森八〇一〇                                       | 平成三・四・一 |
| 土岐内科クリニック                                 | 医療法人のぞみ<br>医療法人ブレイ<br>ン   | 揖斐郡大野町大字大野字<br>大野七五三―一四一<br>土岐市肥田浅野笠神町二<br>―一二 | 同       |
| 総合在宅医療クリニ<br>ック                           | 市橋亮一                      | 羽島郡岐南町八剣北一<br>一八〇―六                            | 同       |
| 折茂病院                                      | 医療法人同仁会<br>社会福祉法人徳<br>雲会  | 高山市昭和町二―八五―<br>一<br>羽島郡笠松町東陽町九<br>―            | 同       |
| 笠松クリニック                                   | 株式会社ウー<br>ズ中部             | 揖斐郡揖斐川町腰永二五<br>七五―二                            | 同       |
| サンセイ調剤薬局は<br>ぎなが店                         | 有限会社和仁調<br>剤薬局            | 高山市昭和町二―八五―<br>一                               | 同       |
| わに薬局 駅西店                                  | 株式会社<br>Medical Garden    | 羽島郡笠松町東陽町一<br>―                                | 同       |
| ワルツ薬局                                     | 郡上市長                      | 郡上市八幡町小那比三二<br>一五―一                            | 同       |
| 郡上市地域医療セン<br>ター 国保小那比診療<br>所              | 二村弘一                      | 可児市下恵土五五〇〇                                     | 同       |
| 新可児クリニック                                  | 吉田健一郎                     | 本巣郡北方町北方一八<br>六―二三                             | 平成三・五・一 |
| 北方医院                                      | 医療法人瞳会                    | 多治見市本町三―一〇―<br>一                               | 同       |
| たじみ岩瀬眼科                                   | 医療法人せせら<br>ぎ              | 本巣市三橋三―八五                                      | 同       |
| やま皮膚科                                     | 河村充哉                      | 大垣市林町六―八〇―二<br>一<br>一<br>アクアウオーク大垣一<br>階       | 同       |
| AQUAアイクリニック                               | 吉尾士気                      | 揖斐郡揖斐川町三輪一七<br>二                               | 同       |
| はなもも歯科クリニ<br>ック                           | 株式会社トーカ<br>イメディカル         | 多治見市本町三―一〇―<br>一<br>一<br>クリスタルプラザ多<br>治見三F     | 同       |
| トリーカイ薬局多治見<br>クリスタルプラザ店                   |                           |                                                | 同       |
| みやび調剤薬局                                   | 株式会社さくら<br>ビノキオ商事株<br>式会社 | 本巣市三橋三―九一―<br>一<br>郡上市白鳥町為真二〇<br>一番地           | 同       |
| ピノキオ薬局為真店                                 | 今尾恒裕                      | 各務原市那加新加納町二<br>一二六                             | 平成三・五・二 |
| 今尾医院                                      | 近藤千津子                     | 恵那市中野方町二三〇―<br>番地                              | 同       |
| 上近藤診療所                                    | 医療法人社団志<br>千会             | 美濃加茂市森山町二―三<br>二―一                             | 同       |
| 医療法人社団志千会<br>カモ歯科クリニック                    | 医療法人仁誠会                   | 瑞浪市大湫町二二番地                                     | 同       |
| 大湫病院                                      | 有限会社輪之内<br>薬局             | 大垣市友江二―二八                                      | 同       |
| いちご薬局                                     | 株式会社アイン<br>東海             | 各務原市那加西市場町七<br>―二八八―三                          | 同       |
| アイン薬局那加店                                  | 株式会社<br>ファーマライズ           | 加茂郡川辺町西橋井二<br>三二―二                             | 同       |
| ファーマライズ薬局<br>川辺町店                         | 株式会社メディ<br>カル・エイド東<br>海   | 可児市広見四―二八                                      | 同       |
| 薬局サングリーン可<br>児店                           | 古積晃                       | 瑞浪市一色町二―二三                                     | 平成三・七・一 |
| こせき醫院                                     | 坂昌範                       | 羽島市正木町曲利一〇五<br>〇―一                             | 同       |
| ばん皮膚科                                     | 曾賀野悟史                     | 本巣郡北方町高屋伊勢田<br>二―一〇七―一                         | 同       |
| 高屋伊勢田耳鼻咽喉<br>科                            | 大橋一彦                      | 各務原市蘇原野口町三―<br>一六                              | 同       |
| おおはし歯科クリニ<br>ック                           | 医療法人社団三<br>明会             | 各務原市鷺沼西町一―六<br>一―三                             | 同       |
| ふかざわ歯科                                    | 有限会社ハシモ<br>ト薬局            | 多治見市三笠町一―一八                                    | 同       |
| 有限会社ハシモト薬<br>局三笠店                         | 株式会社宝                     | 多治見市宝町一〇―一七<br>―一                              | 同       |
| たから調剤薬局                                   | 株式会社H&W                   | 本巣郡北方町高屋伊勢田<br>二―一〇七―二                         | 同       |
| ライン調剤薬局高屋<br>店                            |                           |                                                | 同       |

## 岐阜県告示第六百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

## 岐阜県知事 古田 肇

| 名 称                         | 開 設 者        | 所 在 地                | 廃止年月日   |
|-----------------------------|--------------|----------------------|---------|
| 土岐内科クリニック                   | 医療法人フレイ<br>ン | 土岐市肥田浅野笠神町二<br>一―一―一 | 平成三・三・三 |
| 東 濃 歯 科                     | 中 嶋 和 雄      | 中津川市千旦林一五一九<br>一三〇   | 同 二・六   |
| 長井歯科医院                      | 長井昭三         | 大垣市新長沢町一―三四<br>一―二   | 同 三・三   |
| サンセイ調剤薬局は<br>ぎなが店           | 有限会社サンセ<br>イ | 揖斐郡揖斐川町腰永二五<br>七五―二  | 同       |
| 土井クリニク                      | 土井達朗         | 本巣郡北方町高屋白木二<br>一―四―一 | 平成三・三・一 |
| 郡上市地域医療セン<br>ター国保小那比診療<br>所 | 郡 上 市 長      | 郡上市八幡町小那比三四<br>七五番地  | 同 三・三   |
| 新可児クリニク                     | 二村弘一         | 可児市下恵土五二九四―<br>一     | 同       |
| おがわ皮ふ科                      | 小川政志         | 多治見市宝町八―五二―<br>二     | 平成三・四・七 |
| ハーズ北方調剤薬局                   | 株式会社ハーズ      | 本巣郡北方町高屋白木二<br>一―四―二 | 同 四・三〇  |

## 岐阜県告示第六百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称・所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

## 岐阜県知事 古田 肇

|                    |                  |                       |          |
|--------------------|------------------|-----------------------|----------|
| ピノキオ薬局為真店          | ピノキオ商事株<br>式会社   | 郡上市白鳥町為真二二〇           | 同 五・一    |
| 今 尾 医 院            | 今 尾 恒 裕          | 各務原市那加新加納町二<br>一―三―二  | 同 五・七    |
| ファーマライズ薬局<br>川辺店   | ファーマライズ<br>株式会社  | 加茂郡川辺町西栃井二二<br>三二―二   | 同 五・三    |
| 薬局サングリーン可<br>児店    | 株式会社メディ<br>カルエイド | 可児市広見四―二八             | 同        |
| ふかざわ 歯 科           | 深 澤 達 哉          | 各務原市鵜沼西町一―六<br>一―三―三  | 平成三・六・三〇 |
| たから調剤薬局            | 山 本 金次郎          | 多治見市宝町一〇―一七<br>一―     | 同        |
| 前田 矯正 歯 科          | 前田 忠 利           | 旧 各務原市蘇原柿沢町<br>三―五―二〇 | 同 七・一    |
| 新 (有)ダイケイ薬局<br>広見店 | 有限会社ダイケ<br>イ薬局   | 可児市広見一―二三             | 平成三・四・一  |
| 旧 貴船薬局広見店          |                  |                       |          |

岐阜県告示第六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町森部字大屋敷ケ平一五八九の二三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市阿木字押沢一〇八三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町阿妻字細久保五二七の二、五二七の三、五二七の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

岐阜県告示第六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

## (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町東方字白山一〇一の一、字荒井一〇六五の一、一〇七三の一

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町横通字平柴一二八二

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字木地山一九の七八

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字万場七三五の四三から七三五の四五まで、七三七の三、七三七の

七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市河合町稲越字大谷三一八九の七から三一八九の九まで、字小谷平三〇八の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市河合町保字東中岩二四一の一、二四二の一、二四二の二、二四三、二四四

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

#### 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市河合町稲越字向山三一八の六

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

#### 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 保安林予定森林の所在場所

本巣市根尾黒津字宮ノ平四四二の一七、四五四の三、四五四の五

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

#### 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町阿多岐字折坂二一五八の七五、一一五八の一〇六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町東沓部字西山二二三の一、一四二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲高科字隠洞八〇六の六七から八〇六の六九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市一之宮町字夏石平六五二〇の一、六五二〇の七、字蔵柱六七二三の二

二 保安林として指定された目的

## 水源のかん養

### 三 変更後の指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採することができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

|                                       |                     |
|---------------------------------------|---------------------|
| 県道                                    | 道の種類                |
| 芋島沼線                                  | 路線名                 |
| 各務原市鷺沼小伊木町二丁目五〇番地先から<br>同市同二丁目一五番地先まで | 区間                  |
| 一八〇・〇                                 | 延長（メートル）            |
| 平成三・二・二六                              | 供用開始の期日             |
| 平成二六・〇・三                              | 備考（区域の決定又は変更の告示年月日） |

岐阜県告示第六百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

| 県道                              |                            | 道の種類                |
|---------------------------------|----------------------------|---------------------|
| 可土<br>児岐線                       |                            | 路線名                 |
| 可児市下恵土字嶋畑<br>四九番二五地先から<br>一三    | 同市同<br>七〇番二地先まで<br>一三      | 区<br><br>間          |
| 後B                              | 前<br>B A                   | 別前変区<br>後更域         |
| 一六・〇<br>二五・〇                    | 一六・〇<br>二五・〇<br>五・四<br>六・七 | ル(員敷<br>メートの幅<br>ート |
| 一六・三                            | 一六・三<br>一五・七               | ル(延<br>メートの長<br>ート  |
| う分地すに係B A<br>をのる表図は及<br>い区敷示面関び |                            | 備考                  |

|                |                         |                      |
|----------------|-------------------------|----------------------|
|                |                         |                      |
| 同市<br>七〇番二地先まで | 同市下恵土字嶋畑一三<br>四九番六二地先から | 同市同　字田五三<br>〇六番一地先まで |
|                | 後                       | 前                    |
|                | 一・八<br>三・七              | 二・セ<br>六・一           |
|                | 二三・八                    | 一三・八                 |
|                |                         |                      |

岐阜県告示第六百九十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

| 担当科目   | 醫師氏名  | 勤務       | 場所               | 指定年月日    |
|--------|-------|----------|------------------|----------|
| 内科     | 中川 宗大 | 揖斐厚生病院   | 揖斐郡揖斐川町三輪二五四七—四  | 平成三・二・二〇 |
| 外科     | 關野誠史郎 | 市立美濃病院   | 美濃市中央四—三         | 同        |
| 眼科     | 小原 浩  | 白川病院     | 加茂郡白川町坂ノ東五七七〇    | 同        |
| 眼科     | 木下 慎介 | 国保坂下病院   | 中津川市坂下七三二—一      | 同        |
| 心臓血管外科 | 松山 克彦 | 県立多治見病院  | 多治見市前畑町五一—六一     | 同        |
| 内科     | 保浦 晃徳 | 同        | 同                | 同        |
| 内科     | 白井 修  | 土岐市立総合病院 | 土岐市土岐津町土岐口七〇三—二四 | 同        |
| 外科     | 木山 茂  | 羽島市民病院   | 羽島市新生町三—二四六      | 同        |

岐阜県告示第六百九十六号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定辞退の届出があつたので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

| 担当科目 | 医師氏名  | 勤務      | 場所               | 辞退年月日    |
|------|-------|---------|------------------|----------|
| 外科   | 黒田 忠夫 | 黒田医院    | 羽島市桑原町八神四三<br>五二 | 平成三・三・九  |
| 小児科  | 中野 正大 | 県立多治見病院 | 多治見市前畑町五一<br>六一  | 同 三・七・六  |
| 小児科  | 新井 隆広 | 高山赤十字病院 | 高山市天満町三一<br>一一   | 同 三・一〇・一 |
| 内科   | 飯田 稔  | 愛生病院    | 羽島郡笠松町円城寺九<br>七一 | 同 三・三・三  |

|        |          |                 |               |   |
|--------|----------|-----------------|---------------|---|
| 内<br>科 | 清水<br>陽  | 清水医院            | 高山市千島町六五〇     | 同 |
| 耳鼻咽喉科  | 田口<br>欣秀 | たぐち耳鼻咽喉科        | 恵那市長島町中野二五八―一 | 同 |
| 内<br>科 | 白子<br>順子 | 高山赤十字病院         | 高山市天満町三一―一    | 同 |
| 外<br>科 | 遠藤<br>清  | 同               | 同             | 同 |
| 内<br>科 | 佐土原道人    | 大垣徳洲会病院         | 大垣市林町六―八五―一   | 同 |
| 脳神経外科  | 棚澤<br>利彦 | 博愛会病院           | 不破郡垂井町二二〇―四二  | 同 |
| 内<br>科 | 岡田<br>太郎 | 岡田医院            | 関市本町五一―一五     | 同 |
| 眼<br>科 | 宮崎<br>賢一 | みやざき眼科ク<br>リニツク | 本巣市三橋一〇四四―四   | 同 |
| 内<br>科 | 石川<br>英昭 | 中津川市民病院         | 中津川市駒場一五三―一   | 同 |

## 公 示

|       |       |              |                      |         |
|-------|-------|--------------|----------------------|---------|
| 内 科   | 石原 誠  | 土岐市立総合病<br>院 | 土岐市土岐津町土岐口<br>七〇三—二四 | 同       |
| 内 科   | 原瀬 一郎 | 岐北厚生病院       | 山県市高富二一八七—<br>三      | 平成三・八三  |
| 外科・ぼ直 | 高橋 親彦 | 関ヶ原クリニツ      | 不破郡関ヶ原町関ヶ原<br>三—〇七—一 | 同 三・三・七 |
| 耳鼻咽喉科 | 加藤 和義 | 加藤耳鼻咽喉科      | 中津川市太田町一—<br>一—二七    | 同 三・九一  |

。特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年十一月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 A・I 協会
- 三 代表者の氏名 岩井 武
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児郡御嵩町中七三六番地一七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、人道支援を担う活動を目的とし、設立するものとする。公的な手続きを円滑に行い、個人、行政の双方に不利益が起らないように支援し、在日外国人に対し言葉の壁などの弊害を減少し、就職活動が円滑に出来る様に支援を行い、社会教育を実施し、地域社会とのコミュニケーションを図り住み良い環境を構築して行く。また、途上国の生活水準の向上を目的とした、働ける場所の提供を実施する。

。大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十一年十二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十一年十二月八日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社オークワ
- 三 建物の名称及び所在地（仮称）オークワ岐阜美濃加茂店
- 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十二年八月九日
- 五 店舗面積 一、七四八平方メートル
- 六 駐車場の収容台数 一〇三台
- 七 荷さばき施設の面積 一〇〇平方メートル

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十二月八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

オークワ岐阜西改田店

岐阜市西改田川向一四七番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) オークワ岐阜西改田店

(変更後) オークワ岐阜西改田店

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十二月三日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アクアウオーク大垣

大垣市林町六丁目八〇番二一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 外八一者

(変更後) ユニー株式会社 外六七者

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十二月八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ岐阜養老店

養老郡養老町瑞穂字旭四一七 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) オークワスーパーセンター養老瑞穂店

(変更後) スーパーセンターオークワ岐阜養老店

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十二月八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

オークワ岐阜西改田店

岐阜市西改田川向一四七番一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 八一台

(変更後) 一三一台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 三箇所

(変更後) 六箇所

。土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 事業の種類       | 施行に係る地区名 | 工事完了年月日   |
|-------------|----------|-----------|
| 県営畑地帯総合整備事業 | 鵜 沼 地 区  | 平成二〇・二・三二 |

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

1 委託業務の名称 岐阜県道路雪情報システム気象観測装置保守点検業務

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成21年11月4日

5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市北島2丁目3番23号

株式会社NTT西日本―東海  
岐阜通線課所長 井戸 清道

6 契約価額 67,515,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県土木部建設部建設課  
(2) 所 在 地 岐阜市穂田南2丁目1番1号

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜地方公務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜地方公務局

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

三 作業期間

平成二十一年十月一日から

同 二十二年三月三十一日まで

四 作業地域

岐阜市大字鏡島字長瀬及び鏡島西二丁目 地内

○平成二十一年度における地籍調査に関する事業計画の変更

国土地調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十一年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 調査を行う者の名称 |     | 調 査 地 域                                                                | 調 査 期 間                  |
|-----------|-----|------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 多治見市      | 変更前 | 多治見市坂上町、明和町二丁目、笠原町三ツ菱、笠原町字元蔵、笠原町字御茶屋、笠原町字清水口、笠原町字砂崎、笠原町字臺之田及び笠原町字雄田の一部 | 平成二一・五・二九から<br>二二・三・三一まで |
|           | 変更後 | 多治見市坂上町、明和町二丁目、笠原町三ツ菱、笠原町字元蔵、笠原町字御茶屋、笠原町字清水口、笠原町字砂崎、笠原町字臺之田及び笠原町字雄田の一部 | 平成二一・五・二九から<br>二二・三・三一まで |
| 下呂市       | 変更前 | 多治見市陶元町、山下町、星ヶ台の一部                                                     | 公示の日から<br>平成二二・三・三一まで    |
|           | 変更後 | 下呂市馬瀬黒石、馬瀬西村、馬瀬数河、小川、御厩野、野尻、金山町福来、萩原町山之口、萩原町枝洞、萩原町羽根、小坂町長瀬及び小坂町大島の一部   | 平成二一・五・二九から<br>二二・三・三一まで |
| 下呂市       |     | 下呂市馬瀬川上の一部                                                             | 公示の日から<br>平成二二・三・三一まで    |

○開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 開発許可(変更許可)番号及び年月日                                                                                       | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                                                                                    | 公共施設の種類               | 公共施設の位置及び区域 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------|
| 岐阜県指令岐建築第二五号<br>平成二一・八・一三                                                                               | 本巣郡北方町加茂字徳繁川西四一五番三                                                                                    | 道路                    | 開発登録簿による    | 本巣市上真桑二〇五九番地の一<br>ウエムラホーム株式会社<br>代表取締役 上 村 聖 二                    |
| 同岐建築第九五号の一〇<br>同二一・三・一九<br>(同岐建築第二八号の三)<br>同二一・七・二七                                                     | 瑞穂市生津字西川原八〇八番一の一部<br>(第一工区)                                                                           | 道路、公園<br>消防の用に供する貯水施設 | 同           | 大阪府大阪市北区天神橋二丁目北二番一一号<br>株式会社大倉<br>代表取締役社長 川 合 明<br>名古屋支店長 尾 越 英 樹 |
| 同岐建築第二二号の五<br>同二一・六・一〇<br>(同岐建築第二八号の七)<br>同二一・一〇・二                                                      | 同 市古橋字長刀一六九三番一及び一六九四番一                                                                                | 道路                    | 同           | 大垣市牧野町一丁目二九三番地の一<br>岡本住建株式会社<br>代表取締役 岡 本 雅 量                     |
| 同中建築第三五号の三<br>同二一・八・六<br>(同中建築第四四号)<br>同二一・四・八<br>(同中建築第四四号の三)<br>同二一・五・一五<br>(同中建築第四六号の五)<br>同二一・一〇・二六 | 美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字石塚三四八七番二、三四八七番五、三四八七番一四の一部、三四八七番二一から三四八七番四九まで、三四九五番一〇四及び三四九五番一四二<br>同 市同 町同 字正洞三五五五番六一の一部 | 道路、公園<br>下水道、緑地       | 同           | 美濃加茂市蜂屋町中屋敷五五二番地<br>株式会社岐阜住宅サービス<br>代表取締役 小 原 明 美                 |

○指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

## 育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

| 名 称        | 所 在 地          | 自立支援医療の種類 | 年月日定    |
|------------|----------------|-----------|---------|
| ライン調剤薬局大井店 | 大垣市大井二一四四一五    | 育成・更生     | 平成三・三・一 |
| きらら調剤薬局    | 可児郡御嵩町上恵土一一五一五 | 同         | 同       |
| さくら調剤薬局    | 瑞穂市只越九〇七三      | 同         | 同       |
| シンエイ調剤薬局   | 土岐市泉神栄町四一三     | 同         | 同       |
| あおい調剤薬局    | 可児市羽崎二四五一四     | 同         | 同       |
| ピノキオ薬局美山店  | 山県市岩佐高屋前八二八一   | 同         | 同       |
| あさひ薬局      | 多治見市前畑町五一一一四   | 同         | 同       |

。指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

## 育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

| 名 称        | 所 在 地           | 自立支援医療の種類 | 年月日更     |
|------------|-----------------|-----------|----------|
| コスモ調剤薬局北方店 | 本巣郡北方町加茂字野田四七四一 | 育成・更生     | 平成三・一〇・二 |

## 。指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

## 育成医療・更生医療に係るもの

(病院又は診療所)

| 名 称         | 所 在 地       | 自立支援医療を担当する診療科名 | 担当しよつとする医療の種類 | 自立支援医療の種類 | 年月日退     |
|-------------|-------------|-----------------|---------------|-----------|----------|
| 総合病院中津川市民病院 | 中津川市駒場一五二二一 | 眼科              | 眼科            | 育成・更生     | 平成一九・八・三 |
| 総合病院中津川市民病院 | 中津川市駒場一五二二一 | 耳鼻咽喉科           | 耳鼻咽喉科         | 同         | 平成一九・〇・三 |
| 総合病院中津川市民病院 | 中津川市駒場一五二二一 | 神経内科            | 中枢神経          | 同         | 平成三・一・一九 |
| 総合病院中津川市民病院 | 中津川市駒場一五二二一 | 脳神経外科           | 脳神経外科         | 同         | 平成三・五・三  |

(薬局)

| 名 称      | 所 在 地        | 自立支援医療の種類 | 年月日退     |
|----------|--------------|-----------|----------|
| シンエイ調剤薬局 | 土岐市泉神栄町四一三   | 育成・更生     | 平成三・七・三  |
| さくら調剤薬局  | 瑞穂市只越九〇七三    | 同         | 平成三・八・一  |
| はーと薬局    | 山県市岩佐高屋前八二八一 | 同         | 平成三・二・三〇 |

。正 誤

(校正誤り)

平成二十一年十一月二十日号外(一) 岐阜県議会の定例会の変更(岐阜県告示第六百二

十二号) 一頁下段二行目中「六百二十二号」は、「六百二十五号」の誤り。

。正 誤

(校正誤り)

平成二十一年十一月二十日号外) 平成二十一年第五回岐阜県議会定例会の招集(岐阜県告示第六百二十三号) 一頁下段七行目中「六百二十三号」は、「六百二十六号」の誤り。

平成二十一年十二月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁  
岐阜文芸社